

真喜屋大川水系河川整備計画

平成15年3月

沖 繩 県

目 次

第1章 河川整備の現状と課題

第1節 流域及び河川の概要

真喜屋大川は、沖縄本島北部の名護市に位置し、その源を多野岳(標高359m)に発し、真喜屋・仲尾次の平地部を流下して羽地内海に注ぐ、流路延長4.5km、流域面積5.0km²の二級河川である。

当該流域は、亜熱帯海洋性気候に属し、降雨は梅雨期、台風期に集中しており、流域の年平均降水量は約1,960mm、平均気温は約21.5°Cである。

真喜屋大川の下流域の平地部は、名護市の行政区である真喜屋地区と仲尾次地区に属し、かつては豊富な水量に支えられた真喜屋田袋(ターブックワ)と呼ばれる水田地帯が広がっていたが、現在はサトウキビや水田を中心とする耕作地と養豚・養鶏を営む畜舎からなる農業地域となっている。

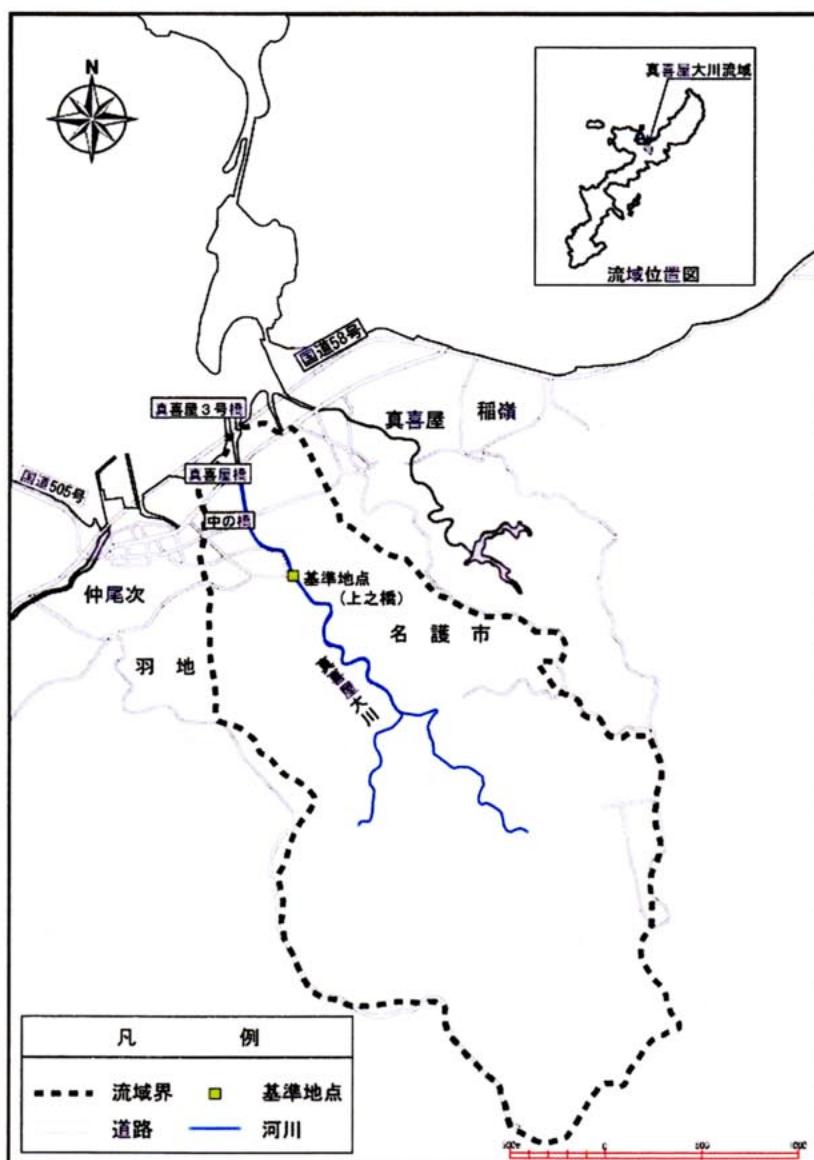


図1-1 流域概要図

第2節 治水の現状と課題

真喜屋大川水系では、これまで治水事業が行われておらず、山間部から扇状地に広がる耕作地の中を流下する地形的な特徴から、しばしば下流域が洪水被害に見舞われている。特に、近年では平成10年10月4日の集中豪雨で、氾濫流が左岸側の下流域にある仲尾次集落の中心地まで流れ込み、床上・床下浸水などの洪水被害が発生しているため、抜本的な治水対策が求められている。

第3節 河川の利用および河川環境の現状と課題

河川水の利用については、沿川に広がる約41haの耕地のかんがい用水に利用されるとともに、雑用水として利用されており、これまで地域住民の生活と密接な関わりを持ってきた。しかしながら、当該流域は、流域面積が小さく、降雨が梅雨期や台風期に集中することから、流況が不安定であり、水資源の有効活用が難しい状況である。このような現状を踏まえて、かんがい用水の安定した供給を目的として、平成10年度から真喜屋ダムの建設に着工している。

真喜屋大川の上流域は、イタジイ林を主体とする森林地帯で、溪流沿いにはリュウキュウツワブキやハンノキなどの溪流植物が群生し、良好な溪流環境が保たれている。河川の両岸は自然河岸で河床には大小様々な転石が見られ、水際にツルソバやススキが生育し、イジュやヤブニッケイなどの木々が水際まで迫り、変化に富んだ河川環境を生み出している。溪流では、淵などの流れの緩やかなところに魚類のクロヨシノボリが生息し、転石の下には甲殻類のヒラテテナガエビやモクズガニなどが生息している。また、溪流沿いには水生昆虫のリュウキュウハグロトンボ等も確認されている。

上之橋から中之橋付近までの下流域は、河川沿いに耕作地が広がり、石積み護岸やコンクリート護岸が連続する河道には、水際にイネ科のパラグラスやハイキビなどの湿性植物が群生し、河岸法面にはナンキンハゼやソウシジュなどが生育している。また、淵などの流れの緩やかなところでは魚類のグッピー・アヤヨシノボリなどが生息している。

中之橋付近から河口までの感潮域は、河川沿いに耕作地が広がり、河川の両岸は自然河岸が連続し、ウラジロエノキやモクマオウなどの河畔林が生育している。河口部の砂州にはメヒルギ等のマングローブ林が生育し、砂や泥の中には甲殻類のアシハラガニ等が生息している。そこは鳥類のインシギやコサギなどの餌場や休息地となっている。

また、当該河川が流入する羽地内海は鳥獣保護区に指定され、海岸域は沖縄海岸国定公園に指定されていることから、優れた自然環境が保たれている。

このように真喜屋大川では、上流域や河口域で良好な河川環境が形成されており、動植物の多様な生息・生育環境が保たれていることから、その保全に努める必要がある。また、下流域は、魚類の遡上回遊を阻害する落差工や堰が設置されていることから、これらの改善が必要となっている。

河川の水質は類型指定されてなく、上流域は汚濁原因のほとんどが山林であるため、BOD値は約1.1mg/lと良好な水質を保持している。また、ダムより下流域は畜舎等の影響により局所的に水質が悪化する地点があるものの、河口付近では海水による希釈や自然浄化などによりBOD値が約1.9mg/lと概ね良好な水質を保持している。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 河川整備計画の対象区間

本計画の対象とする区間は、下記の表2-1に示す区間とする。

表2-1 整備計画対象区間

| 河川名 | 対象区間 | | 対象区間 |
|-------|---|--------------------|-------|
| | 自 | 至 | |
| 真喜屋大川 | 右岸:名護市真喜屋 前田257番地-2地先 左岸:名護市仲尾次 慶根地170番地-2地先 | 右岸:海に至る 左岸:海に至る | 約900m |



図2-1 整備計画対象区間概要図

第2節 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね10年とする。

本計画は、現時点の真喜屋大川流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、今後の流域状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により、適宜見直しを行うものとする。

第3節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

真喜屋大川水系においては、想定氾濫区域内の資産規模や過去の災害実績等を考慮して、30年に1回程度の降雨で発生する洪水から真喜屋地区及び仲尾次地区の住宅や畠等を防御することを目標とする。

また、計画規模を上回る洪水の発生に対しても、できるだけ被害を軽減するため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備を図る。

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標

河川水の利用に関しては、かんがい用水の安定した供給に対処するため、真喜屋ダムの建設が進められていることから、水資源の合理的な利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めるものとする。

河川の適正な利用に関しては、人と川との健全なふれあいの場、身近な環境学習の場として活用できるような水辺空間の整備と保全について、地域住民及び関係機関等と一体となって取り組む。

河川環境の整備と保全に関しては、洪水時の被災状況ならびに河川利用の実態把握に努め、治水・環境面との調和を図りながら、動植物の生息・生育環境の保全に努める。

また、河川整備にあたっては、魚類等の移動に配慮した河道整備を行うとともに、瀬・淵の保全に努める。

河川の水質については、下流域で畜舎等の影響により局所的に水質が悪化する地点があることから、今後とも関係機関と連携しながら、水質の向上に努める。

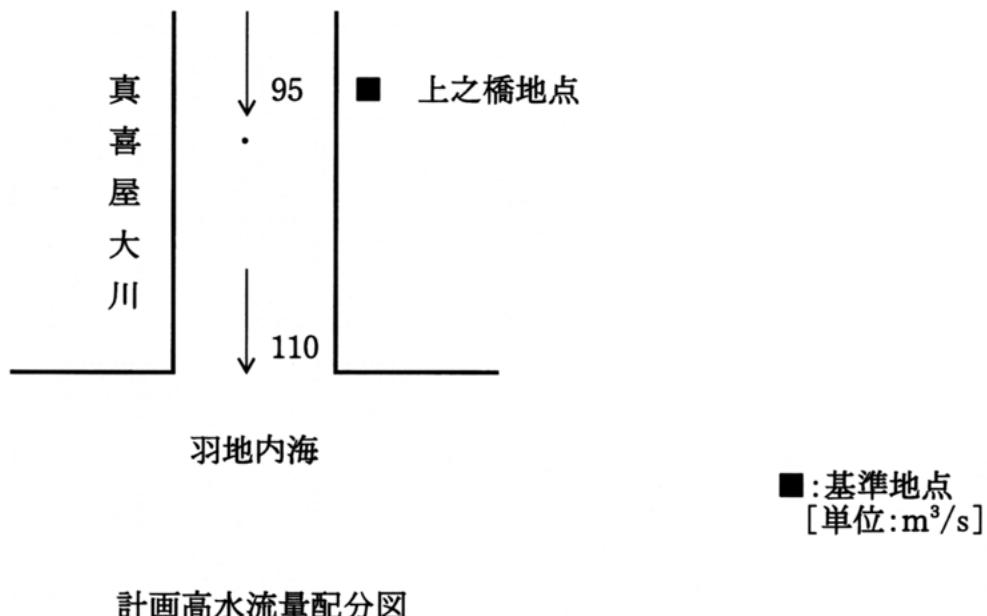
第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所

真喜屋大川水系については、30年に1回程度の降雨で発生する洪水から真喜屋地区及び仲尾次地区の住宅や畠等を防御することを目的として、真喜屋大川の河道拡幅及び護岸等の整備を行うものとする。

| 河川名 | 施 行 の 場 所 | 整備の内容 |
|-------|---|-----------------------------|
| 真喜屋大川 | 名護市真喜屋地先から河口(右岸) 名護市仲尾次地先から河口(左岸) (上之橋付近から河口まで) | 河道拡幅及び 護岸等の整備 約L=900m |



2.河川管理施設の機能の概要

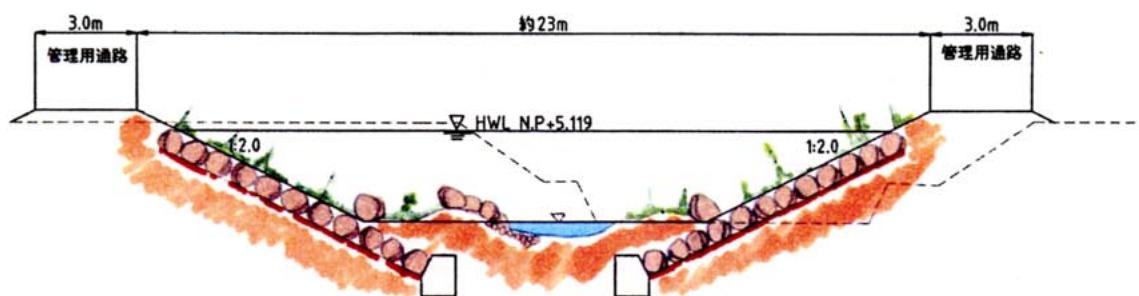
河川整備にあたっては、真喜屋大川に生息する魚類のヨシノボリ類が下流域の瀬や淵において移動や産卵を行っていることから、瀬や淵の保全に努める。

また、魚類等の移動に配慮して魚道の設置や既存の落差工の改善を行い、上下流方向の連続性の確保を図る。

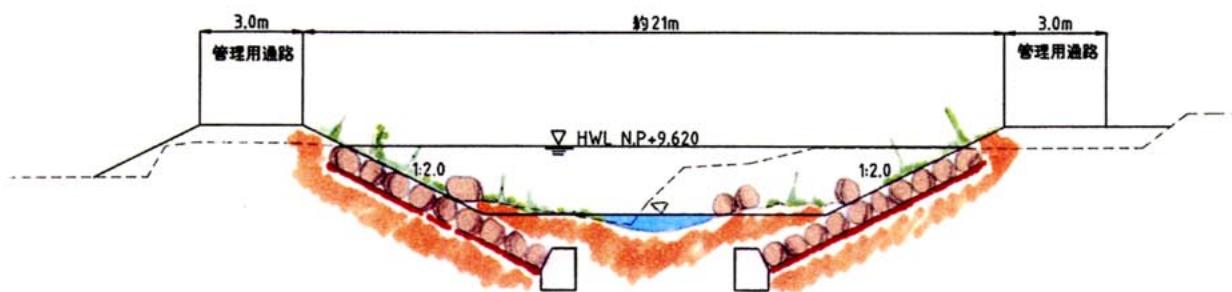
河川護岸については、緩やかな勾配で植生の回復に配慮した構造とし、地域住民が身近な自然とふれあえる場、河川に生息・生育する動植物の観察・学習が行える場となるよう親水性に配慮した整備を行う。

河川工事の実施にあたっては、赤土等の流出防止対策を行い、水質汚濁の防止を図るものとする。

河口から400m付近



河口から800m付近



真喜屋大川河道改修断面図 S=1/200

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、調和のとれた所期の機能を維持することを目的として、下記の事項を行うものとする。

1. 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に發揮させることを目的として、施設の変状、破損等の異常の早期発見に努め、異常を発見した時は原因を究明し、速やかに補修して災害の発生を未然に防止する。

また、洪水流下の阻害となる河道内の堆積土砂及び樹木等については、瀬、淵の状態など環境上の影響にも配慮して適正に対処する。

2. 水量・水質の監視等

真喜屋大川においては、流水の正常な機能の維持管理を目的に、日常的な雨量・水量・水質の把握を行う。

また、河川の水質事故等については、河川巡視や地域との連携により早期発見と適切な対処に努めるものとする。

第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

1. 地域ぐるみの河川管理

真喜屋大川を常に安全で適切に利用・管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等の提供を行い、住民参加による河川管理を推進する。

2. 情報伝達体制の構築

真喜屋大川における洪水被害を防止・軽減することを目的として、これらに関する情報の提供を行うとともに、地域住民一人一人の防災意識を高めるよう努める。

また、関係機関と連携し、洪水時における地域住民の警戒・避難を助けるための情報伝達体制を構築するものとする。